

おくやみ ハンドブック

久喜市



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2024年7月発行 発行:久喜市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

このたびは、心よりお悔やみ申し上げます
みなさまの想いに寄り添う「**よりそい家**」です

大切な思い出の整理をお手伝い

遺品整理

空家管理

遺品整理

遺品整理とは亡くなられた方が残した品を整理する作業のことです。よりそい家ではご遺族の意思によりそい、丁寧な対応を心がけています。



空家管理

空家管理とは入居者が居ない家の総合的管理を行います。思い出の残る家(空家)の定期点検及び建物の劣化を防ぐ・不審者の排除などの対応をさせていただきます。



地元の業者で安心できる、
経験豊富な「よりそい家」にお任せください!!

! 整理士在籍

! 明確な料金

! 不用品買取

よりそい家

運営:富士コントロールグループ
〒349-1103 久喜市栗橋東2-10-21

TEL.0480-52-0255

休業日 日曜、祝日、
夏期休日、年末年始



受付時間 AM8:20~PM6:00

<https://yorisoia.fco.co.jp>

産業廃棄物収集運搬業 埼玉県 第01105068845号 古物商第431290029986
一般廃棄物の収集運搬は久喜市の許可業者に委託して行っております。

一般社団法人 遺品整理士認定協会所属スタッフ在籍

ご遺族の方へ

除籍になった戸籍の交付について

【故人の本籍が久喜市にある場合】

除籍になった戸籍が出来上がるまで死亡届を受理した日から約1週間かかります。

※死亡届出を久喜市以外の市区町村に行った場合は、戸籍が出来上がるまでにさらに約1週間かかります。

【故人の本籍が久喜市以外にある場合】

除籍になった戸籍が出来上がるまで死亡届を受理した日から約10日～2週間かかります。

すぐに請求をされても、戸籍が出来ていない可能性がございますのでご注意ください。

念のため、10日前後に本籍地の市区町村にお問い合わせの上請求されることをおすすめいたします。

※除票になった住民票は故人の住所が久喜市にあり、かつ久喜市に死亡届出を行った場合は、死亡届を受理した日から交付できます。

死亡届書の記載事項証明書(死亡診断書の写し)について

遺族基礎年金・遺族厚生年金や郵便局の簡易保険などを請求する際に、死亡届書の記載事項証明書を求められることがあります。

死亡届書の記載事項証明書の交付には、法律による制限があり、下記の使用目的以外での請求では交付ができませんのでご注意ください。

※死亡届の提出前に届出書のコピーを取られることをおすすめします。

使用できる目的

- (1) 郵便局の簡易保険の請求
(死亡保険金の証書上の保険金額が100万円を超えるもの)
- (2) 厚生年金の遺族厚生年金の請求
- (3) 国民年金の遺族基礎年金の請求
- (4) 地方公務員等共済組合の遺族共済年金の請求
- (5) 国家公務員等共済組合の遺族共済年金の請求

申請できない保険の種類

- (1) 生命保険会社の生命保険
- (2) 県民交通災害共済
- (3) 農協共済の生命保険
- (4) その他法令で提出が義務付けされていない保険等

申請ができる方

死亡届の届出人や死亡者のご親族の方で、かつ、対象の保険若しくは年金の請求者(受取人)

必要書類

- (1) 簡易保険証書・年金証書や遺族年金請求者等、受取人であることが確認できるもの
- (2) 窓口へ来られる方の本人確認書類

※故人との関係を確認できるもの(戸籍謄本等)が必要になることがあります。

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

| 区分 | 手続きが必要な方 | 主な手続き【期限】 | 該当 | 済 | 担当 | 参照ページ |
|-----------------------|--|---|----|--------------------------|--|-------|
| 住民登録 印鑑登録 | 世帯主である方 | ●世帯主変更の届出 【亡くなった日から14日以内】 | | <input type="checkbox"/> | 市民課 (総合窓口) 市民・ パスポート係 各行政センター 市民係 | 5 |
| | 印鑑登録をしている方 | ●印鑑登録証(くき市民カード)の返還 | | <input type="checkbox"/> | | |
| | マイナンバーカード(個人番号カード) や通知カードをお持ちの方 | ●相続等のお手続きが完了するまでは、 ご遺族が保管してください。 | | <input type="checkbox"/> | | |
| 年金 | 国民年金を受給している方 (国民年金のみ受給) | ●未支給年金の請求 | | <input type="checkbox"/> | 市民課 (総合窓口) 市民・ パスポート係 各行政センター 市民係 | 6 |
| | 国民年金に加入している方 | ●遺族基礎年金の請求【5年以内】 ●寡婦年金の請求【5年以内】 ●死亡一時金の請求【2年以内】 | | <input type="checkbox"/> | | |
| | 厚生年金・共済年金を受給している方 または加入している方 | 日本年金機構または各共済組合事務所に 直接お問い合わせください。 | | | | |
| 国民健康保険 後期高齢者 医療 | 国民健康保険に加入している方 | ●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請【葬儀を行った日の 翌日から2年以内】 | | <input type="checkbox"/> | 国民健康 保険課 給付係 各行政センター 市民係 | 7 |
| | 後期高齢者医療に加入している方 | ●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請【葬儀を行った日の 翌日から2年以内】 | | <input type="checkbox"/> | | |
| 介護保険 | ・65歳以上の方 ・40歳以上65歳未満の方で要介護 認定を受けている方 | ●介護保険資格喪失届の提出【14日以内】 ●介護保険被保険者証の返還【14日以内】 | | <input type="checkbox"/> | 介護保険課 保険料・給付係 各行政センター 福祉係 | 8 |
| 高齢者 | 高齢者福祉サービスを 利用している方 | ●利用廃止(取止め)届の提出 | | <input type="checkbox"/> | 高齢者福祉課 高齢者福祉係 各行政センター 福祉係 | 8 |
| 税金 | 市民税・県民税を納めている方 | ●相続人代表者指定届の提出 | | <input type="checkbox"/> | 市民税課 市民税 第1係・第2係 各行政センター 市民係 | 8 |
| | 市内に固定資産(土地・家屋)を 所有している方 | ●相続人代表者指定届の提出 | | <input type="checkbox"/> | 資産税課 土地係・家屋係 各行政センター 市民係 | 9 |
| | 市税等の納付が済んでいない方 | ●納付の相談 | | <input type="checkbox"/> | 収納課 徴収係 | |
| バイク 小型特殊 自動車 | 原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している方 | ●廃車または名義変更 | | <input type="checkbox"/> | 市民税課 諸税係 各行政センター 市民係 | 9 |
| 障がい者 福祉 | 特別児童扶養手当を受給している方 および受給対象児童 | ●特別児童扶養手当資格喪失届の提出 | | <input type="checkbox"/> | 障がい者 福祉課 障がい者 福祉係 ／自立支援 第1係・第2係 各行政センター 福祉係 | 9 |
| | 身体障害者手帳・療育手帳をお持ち の児童(18歳未満)および保護者の方 | ●身体障害者手帳交付等届または 療育手帳申請届の提出 | | <input type="checkbox"/> | | 10 |
| | 身体障害者手帳・療育手帳・精神 障害者保健福祉手帳をお持ちの方 | ●該当する手帳の返還 | | <input type="checkbox"/> | | |
| | 障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方 | ●該当する受給者証等の返還 | | <input type="checkbox"/> | | |
| | 在宅重度心身障害者手当・ 特別障害者手当等を受給している方 | ●手当の資格喪失届・未支払請求書の提出 | | <input type="checkbox"/> | | 11 |
| | 重度心身障害者医療費の受給資格を 有している方 | ●重度心身障害者医療費の資格喪失・ 振込先変更届の提出 | | <input type="checkbox"/> | | |

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

| 区分 | 手続きが必要な方 | 主な手続き【期限】 | 該当 | 済 | 担当 | 参照ページ |
|------|--|--|----|--------------------------|--|-------|
| 子ども | 保育所等に入所している児童 | ●退所の届出 | | <input type="checkbox"/> | 保育幼稚園課 管理係 各行政センター こども未来係 | 11 |
| | 保育所等に入所している児童の保護者の方 | ●保護者変更の届出 | | <input type="checkbox"/> | | |
| | 児童手当を受給している方および受給対象児童 | ●児童手当・特例給付受給事由消滅届等の提出【15日以内】 | | <input type="checkbox"/> | 子育て支援課 医療手当係 各行政センター こども未来係 | 12 |
| | 児童扶養手当を受給している方および受給対象児童 | ●児童扶養手当資格喪失届等の提出 | | <input type="checkbox"/> | | |
| | ひとり親家庭等医療費を受給している方 | ●ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届等の提出【15日以内】 | | <input type="checkbox"/> | | |
| | 子ども医療費の受給資格を有している方および受給対象児童 | ●子ども医療費受給資格消滅届・子ども医療費受給資格登録申請書の提出【15日以内】 | | <input type="checkbox"/> | こども未来係 | 13 |
| | 18歳年度末までの児童を養育している方(お子さまに障がいのある場合は20歳未満が対象となる場合があります。) | ●児童扶養手当やひとり親家庭等医療費などの手続きができる場合があります。 | | <input type="checkbox"/> | | |
| 交通 | 市内循環バスの乗車証をお持ちの方(身体障害者手帳などの各種手帳をお持ちの方などで運賃が無料となる乗車証をお持ちの方) | ●乗車証の返還 | | <input type="checkbox"/> | 交通住宅課 交通係 各行政センター 地域振興係 | 13 |
| | デマンド交通(くきまる)を利用されていた方 | ●右記の担当課へご連絡をお願いします。 | | <input type="checkbox"/> | | |
| | くきふれあいタクシー(補助タク)の利用登録証をお持ちの方 | ●利用登録証の返還 | | <input type="checkbox"/> | 14 | |
| 上下水道 | 水道の使用名義人の方 | ●名義人変更の手続き | | <input type="checkbox"/> | 上下水道経営課 (鷲宮行政センター内) 料金係 ☎0480-58-1111 | 14 |
| | 農業集落排水処理施設を使用している方 | ●農業集落排水処理施設の使用人数変更の手続き | | <input type="checkbox"/> | | |
| ペット | 犬を飼っている方 | ●犬の登録事項の変更届の提出 | | <input type="checkbox"/> | 庶務課 環境経済・教育分室 環境課(菖蒲行政センター内) 環境保全・衛生係 ☎0480-85-1111 栗橋・鷲宮行政センター 総務・人権係 | 14 |
| 農地 | 農地を所有している方 | ●農地法第3条の3の規定による届出書の提出 | | <input type="checkbox"/> | 農業委員会事務局 (菖蒲行政センター内) ☎0480-85-1111 | 15 |
| | 農業者年金を受給している方 | ●農業者年金死亡関係届書の提出(提出先:お近くのJA) | | <input type="checkbox"/> | | |
| 図書館 | 久喜市立図書館利用券をお持ちの方 | ●市立図書館利用券の返還 | | <input type="checkbox"/> | 中央図書館 ☎0480-21-0114 菖蒲図書館 ☎0480-87-1388 栗橋文化会館 図書室 ☎0480-52-2000 鷲宮図書館 ☎0480-58-1002 | 15 |

おくやみコーナーのご案内



“大切な人を亡くし、
何をしたらよいかわからない”



“市役所での手続き、
まずはどこへ行けばいいのかしら”

おくやみコーナーとは、市役所で必要なご遺族の手続きをご案内する専用窓口です。

「おくやみコーナー」でできること

- ▶ 亡くなられた方に関する市役所での
お手続きをまとめてご案内します
- ▶ 住所、氏名等を印字して申請書類をご用意するので、
記入が一部省略できます
- ▶ 戸籍謄本や住民票もご要望に応じて発行します
- ▶ 専用の相談室でお手続きができます



利用時間

平日(事前予約制:全4回)

- ① 9時～ ② 10時30分～ ③ 14時～ ④ 15時30分～

利用可能な方

死亡時に久喜市に住民票を
有していた方のご遺族

利用方法

- ① 下記の専用電話番号までお電話ください。亡くなられた方の情報(氏名、住所、生年月日、死亡日、死亡届出日及び届出先等)などをお伺いします。
久喜市ホームページから専用の受付票をダウンロードいただき、
メールによるお申込みも可能です。(右下の二次元コードからご確認ください)
- ② 必要なお手続き一覧と持ち物のご案内を後日郵送いたしますので、ご確認のうえ、
来庁日時をお電話またはメールでご予約ください。
- ③ ご予約日当日は、本庁舎の市民課(総合窓口)にお越しいただき、職員にお声掛けください。

※お手続きにかかる時間は、概ね1時間程度です。お手続きの内容によっては、担当課へご案内する場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※おくやみコーナーを利用せずに、従来どおり各担当窓口でのお手続きも可能です。

※電気やガス、銀行及び登記に係る手続きなど、市役所以外でのお手続きはお受けできません。

おくやみコーナー
受付窓口

久喜市 市民課(総合窓口)
■ 専用電話番号 ☎0480-22-1696
■ メール okuyami@city.kuki.lg.jp



ホームページは
[こちらから](#)

相続のお悩みは

けやき 相続相談室

遺言・相続
無料相談!



① 税理士・行政書士などの専門家が対応

40人を超える専門家が所属。外部弁護士・司法書士とも密に連携しており、「誰に相談したらいいのかわからない」ときでも大丈夫。

② 地元ならではの丁寧な対応

地域の金融機関、司法書士、葬儀社、不動産業者と長年にわたる信頼関係を築いています。現地調査にもしっかり足を運びます。

③ 創業45年の豊富な経験と実績

けやき相続相談室は、創業1976年(昭和51年)、地域最大手として知られる「(株)けやきの経営」「税理士法人けやきの会計」が運営しています。

**2回目でも3回目でも、
ご相談は無料です**



☎ **0120-77-1139**

電話受付時間

月曜日～金曜日 9:00～16:00

けやき相続相談室 <https://keyaki-souzoku.com/>

各相談所

- ▼加須相談所：〒347-0064 埼玉県加須市東栄1丁目13-11
- ▼久喜相談所：〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目9-30
- ▼幸手相談所：〒340-0114 埼玉県幸手市東2丁目3-6
- ▼古河相談所：〒306-0033 茨城県古河市中央町1丁目8-5



面談は
土曜日、日曜日、
また平日夜間
でもOK!

予約制

※ご予約お電話は電話受付時間内にお願いたします

市役所での手続き

世帯主である方

同一世帯に故人の他に世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。

手続き・持ち物

世帯主変更の届出

- 来庁される方の本人確認書類

期限

- ▶ 亡くなった日から14日以内

※故人と別世帯の方が手続きに来る場合は、委任状が必要です。

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎ 0480-58-1111

印鑑登録をしている方

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証(くき市民カード)を返還してください。

手続き・持ち物

印鑑登録証(くき市民カード)の返還

- 故人の印鑑登録証(くき市民カード)

期限

- ▶ 速やかに

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎ 0480-58-1111

マイナンバーカード(個人番号カード)や通知カードをお持ちの方

故人のマイナンバーカード(個人番号カード)や通知カードは、返納していただく必要はありません。

相続等の各種手続きで故人の個人番号(マイナンバー ※以下「個人番号」という)の記載を求められることがありますので、返納を希望される場合は、各種手続き終了後に返納してください。

手続き・持ち物

マイナンバーカード(個人番号カード)などの返還

- 故人のマイナンバーカード(個人番号カード)
- 故人の通知カード
- 故人の住民基本台帳カード

期限

- ▶ なし

その他

- ・故人がマイナンバーカードや通知カードをお持ちでなかった場合、その方の個人番号を知ることはできません。
- ・相続等の各種手続きで個人番号の記載を求められた際、個人番号の記載に代わる方法がご案内できる場合があります。詳しくは提出先にお問い合わせください。

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎ 0480-58-1111

国民年金を受給している方(国民年金のみ受給)

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると未支給年金の請求ができる場合があります。

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた

(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹(7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族

手続き・持ち物

未支給年金の請求

- 故人の年金証書 故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本
- 生計同一証明書(必要な場合があります)
- 請求者の預貯金通帳 請求者の住民票 故人の除票

※請求者のマイナンバー(個人番号)が分かる場合は、住民票・除票の添付が省略できます。

期限

▶速やかに

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111



国民年金に加入している方

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される可能性があります。

【故人について】

- 遺族基礎年金
 - ・国民年金の被保険者
 - ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方
- 寡婦年金
 - 10年以上の保険料納付期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合
- 死亡一時金
 - 3年以上の保険料納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

【ご遺族について】

- 遺族基礎年金
 - ・故人の子のある配偶者
 - ・故人の子
 - ※子とは、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- 寡婦年金
 - 故人と10年以上婚姻関係にある妻
- 死亡一時金
 - (1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹
 - ※支給は(1)～(6)の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません。

手続き・持ち物

遺族基礎年金の請求／寡婦年金の請求／死亡一時金の請求

- 故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本
- 生計同一証明書(必要な場合があります)
- 請求者の預貯金通帳 請求者の住民票 故人の除票

※請求者のマイナンバー(個人番号)が分かる場合は、住民票・除票の添付が省略できます。
※故人の状況により持ち物が異なりますので、詳しくは下記受付窓口までお問い合わせください。

期限

遺族基礎年金の請求／寡婦年金の請求

▶亡くなった日から5年以内

死亡一時金の請求

▶亡くなった日から2年以内

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

厚生年金・共済年金を受給している方または加入している方

年金の種別や加入状況により手続きの種類やご準備いただく書類が異なります。
事前に管轄の日本年金機構または各共済組合事務所に手続きの方法を確認してください。

●日本年金機構春日部年金事務所 ☎048-737-7112 ●各共済組合事務所

国民健康保険に加入している方

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。(久喜市電子申請・届出サービスでも手続き可能です。)

手続き・持ち物

各種証の返還／葬祭費の支給申請

- 故人の国民健康保険被保険者証
- 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類
(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- 葬祭執行者(喪主)の通帳 相続人代表者の通帳

期限

各種証の返還

▶速やかに

葬祭費の支給申請

▶葬儀を行った日の翌日から
2年以内

受付窓口

- 国民健康保険課給付係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

電子申請・届出サービスの二次元コード



後期高齢者医療に加入している方

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

各種証の返還／葬祭費の支給申請

- 故人の後期高齢者医療被保険者証
- 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類
(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- 葬祭執行者(喪主)の通帳 相続人代表者の通帳
- 相続人代表者の印鑑(認印)

期限

各種証の返還

▶速やかに

葬祭費の支給申請

▶葬儀を行った日の翌日から
2年以内

受付窓口

- 国民健康保険課給付係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111



65歳以上の方

40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けている方

故人が65歳以上の方、40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた方の場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

介護保険資格喪失届の提出／介護保険被保険者証の返還

故人の介護保険被保険者証

※要介護認定の申請中の方は速やかにご連絡ください。

期限

▶14日以内

受付窓口

- 介護保険課保険料・給付係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

高齢者福祉サービスを利用している方

故人が高齢者福祉サービスを受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

利用廃止(取止め)届の提出

持ち物は、利用のサービスにより異なりますので、お問い合わせください。

受付窓口

- 高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

期限

▶速やかに



市民税・県民税を納めている方

故人が市民税・県民税を納付していた(課税されていた)場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

相続人代表者指定届出書の提出

受付窓口

- 市民税課市民税第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

期限

▶速やかに

市内に固定資産(土地・家屋)を所有している方

故人が市内に固定資産(土地・家屋)を所有していた場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

相続人代表者
指定届出書の提出

- 資産税課土地係・家屋係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

受付窓口

期限

▶速やかに

市税等の納付が済んでいない方

故人の市税等の納付が済んでいない場合は、納付に関する相談をしてください。

手続き・持ち物

納付の相談

故人との関係が分かるもの

受付窓口

- 収納課徴収係 ☎0480-22-1111

期限

▶速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

故人が原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

廃車または名義変更

- ナンバープレート(ナンバーを変えずに名義変更する場合は不要)
- 来庁される方の本人確認書類

期限

▶速やかに

受付窓口

- 市民税課諸税係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター市民係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター市民係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター市民係 ☎0480-58-1111

特別児童扶養手当を受給している方および受給対象児童

故人が特別児童扶養手当を受給していた場合および受給対象児童の場合は、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

特別児童扶養手当資格喪失届の提出

- 新しい受給者の振込先口座がわかるもの
- 特別児童扶養手当証書 除籍になった戸籍

期限

▶速やかに

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの児童(18歳未満)および保護者の方

故人が身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの児童(18歳未満)の保護者だった場合には、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

身体障害者手帳交付等届または療育手帳申請届の提出

▶速やかに

- 児童の身体障害者手帳 児童の療育手帳

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

故人が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

該当する手帳の返還

▶速やかに

- 故人の身体障害者手帳 故人の療育手帳
 故人の精神障害者保健福祉手帳

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方

故人が障害福祉サービス受給者証等を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

該当する受給者証等の返還

▶速やかに

- 故人の障害福祉サービス受給者証
 故人の地域生活支援事業利用証
 故人の自立支援医療費受給者証

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

在宅重度心身障害者手当・特別障害者手当等を受給している方

故人が在宅重度心身障害者手当・特別障害者手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

手当の資格喪失届・未支払請求書の提出

▶速やかに

振込先口座がわかるもの

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111 ● 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

重度心身障害者医療費の受給資格を有している方

故人が重度心身障害者医療費の受給資格を有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

重度心身障害者医療費の資格喪失・振込先変更届の提出

▶速やかに

- 故人の重度心身障害者医療費受給者証
- 相続人代表者の振込先口座がわかるもの

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲福祉係 ☎0480-85-1111 ● 栗橋行政センター栗橋福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮福祉係 ☎0480-58-1111

保育所等に入所している児童

保育所等に入所している児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

受付窓口

退所の届出

期限

▶速やかに

- 保育幼稚園課管理係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

保育所等に入所している児童の保護者の方

保育所等に入所している児童の保護者が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

受付窓口

保護者変更の届出

期限

▶速やかに

- 保育幼稚園課管理係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

児童手当を受給している方および受給対象児童

児童手当を受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

児童手当・特例給付受給事由消滅届等の提出

▶15日以内

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111 ●菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111 ●鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

児童扶養手当を受給している方および受給対象児童

児童扶養手当を受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

児童扶養手当資格喪失届等の提出

▶速やかに

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111 ●菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111 ●鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

ひとり親家庭等医療費を受給している方

ひとり親家庭等医療費を受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届等の提出

▶15日以内

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111 ●菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111 ●鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

子ども医療費の受給資格を有している方および受給対象児童

子ども医療費の受給資格を有している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

子ども医療費受給資格消滅届・子ども医療費受給資格登録申請書の提出

▶15日以内

- 子どもの健康保険証
- 新しい受給者の方の振込口座がわかるもの
- 子ども医療費受給資格証

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111 ●菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111 ●鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

18歳年度末までの児童を養育している方 (お子さまに障がいのある場合は20歳未満が対象となる場合があります。)

18歳年度末までの児童を養育している方が亡くなられた場合、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費などの手続きができる場合があります。(お子さまに障がいのある場合は20歳未満が対象となる場合があります。)

手続き・持ち物

期限

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。※所得制限があります。

▶速やかに

受付窓口

- 子育て支援課医療手当係 ☎0480-22-1111 ●菖蒲行政センター菖蒲こども未来係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター栗橋こども未来係 ☎0480-53-1111 ●鷺宮行政センター鷺宮こども未来係 ☎0480-58-1111

市内循環バスの乗車証をお持ちの方(身体障害者手帳などの各種手帳をお持ちの方などで運賃が無料となる乗車証をお持ちの方)

故人が市内循環バスの乗車証を所持していた場合、次の手続きをしてください。

(身体障害者手帳などの各種手帳をお持ちの方などで運賃が無料となる乗車証をお持ちの方)

手続き・持ち物

期限

乗車証の返還

▶速やかに

故人の市内循環バスの乗車証

※乗車証がお手元がない場合は、下記の受付窓口にご連絡だけでもお願いします。

受付窓口

- 交通住宅課交通係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター地域振興係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター地域振興係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター地域振興係 ☎0480-58-1111

デマンド交通(くきまる)を利用されていた方

デマンド交通(くきまる)を利用されていた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

下記の受付窓口にご連絡をお願いします。

▶速やかに

受付窓口

- 交通住宅課交通係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター地域振興係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター地域振興係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮行政センター地域振興係 ☎0480-58-1111



山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所



預貯金解約



遺産分割



不動産登記

相続後の手続きは相続・遺言専門行政書士へお任せください
司法書士・税理士と連携しており、全て当事務所で対応いたします

相続後の主な手続き

- ・ 遺言書の有無確認
- ・ 法定相続情報一覧表の作成
- ・ 遺産分割協議書の作成
- ・ 不動産名義の変更登記
- ・ 銀行預金等の解約手続き
- ・ 相続税の申告・納付

まずはお気軽にお電話ください

電話受付時間 9:00-18:00 (土・日・祝日も受付対応)

初回相談無料

☎ : 048-856-9342

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所

代表 特定社会保険労務士・特定行政書士 山下清徳 (幸手市在住)

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-105 千鳥ビル 5F

E-mail : yamashitaoffice@hb.tpl.jp HP : <http://yamashitaconsulting.com/>



くきふれあいタクシー(補助タク)の利用登録証をお持ちの方

故人がくきふれあいタクシー(補助タク)の利用登録証を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

利用登録証の返還

□ 故人の利用登録証

※利用登録証がお手元がない場合は、右記の受付窓口にご連絡だけでもお願いします。

期限

▶速やかに

受付窓口

- 交通住宅課交通係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲行政センター地域振興係 ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター地域振興係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮行政センター地域振興係 ☎0480-58-1111

水道の使用名義人の方

故人が水道の使用名義人の場合、次の手続きをしてください。(久喜市電子申請・届出サービスでも手続き可能です。)

手続き・持ち物

名義人変更の手続き

※右記の受付窓口にご連絡ください。

期限

▶速やかに

受付窓口

- 上下水道料金徴収事務受託者
(鷲宮行政センター内)
☎0480-58-1111
※担当: 上下水道経営課料金係

水道使用者名義変更届二次元コード



農業集落排水処理施設を使用している方

故人が農業集落排水処理施設を使用していた場合、次の手続きをしてください。(久喜市電子申請・届出サービスでも手続き可能です。)

手続き・持ち物

農業集落排水処理施設の使用人数変更の手続き

※右記の受付窓口にご連絡ください。

期限

▶速やかに

※農業集落排水処理施設使用料は、ご連絡いただいた翌月の使用分から変更となります。

受付窓口

- 上下水道料金徴収事務受託者
(鷲宮行政センター内)
☎0480-58-1111
※担当: 上下水道経営課料金係

農業集落排水処理施設使用料の人数変更届二次元コード



犬を飼っている方

犬の飼い主だった方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

犬の登録事項の変更届の提出

期限

▶速やかに

※犬の所在地を市外に移す場合は、久喜市で交付した犬鑑札を持参して新所在地の市役所等で手続きを行ってください。

受付窓口

- 庶務課環境経済・教育分室 ☎0480-22-1111
- 環境課環境保全・衛生係(菖蒲行政センター内) ☎0480-85-1111
- 栗橋行政センター総務・人権係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮行政センター総務・人権係 ☎0480-58-1111

農地を所有している方

故人が農地を所有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

農地法第3条の3の規定による届出書の提出

受付窓口

- 農業委員会事務局
(菖蒲行政センター内)
☎0480-85-1111

期限

- ▶ 農地の相続が発生してから
おおむね10ヵ月以内

農業者年金を受給している方

農業者年金を受給している方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

農業者年金死亡関係届書の提出
故人の世帯構成により必要書類が異なりますので農業委員会事務局(☎0480-85-1111)またはお近くのJAにお問い合わせください。

受付窓口

- お近くのJA

期限

- ▶ 速やかに

久喜市立図書館利用券をお持ちの方

故人が市立図書館利用券を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

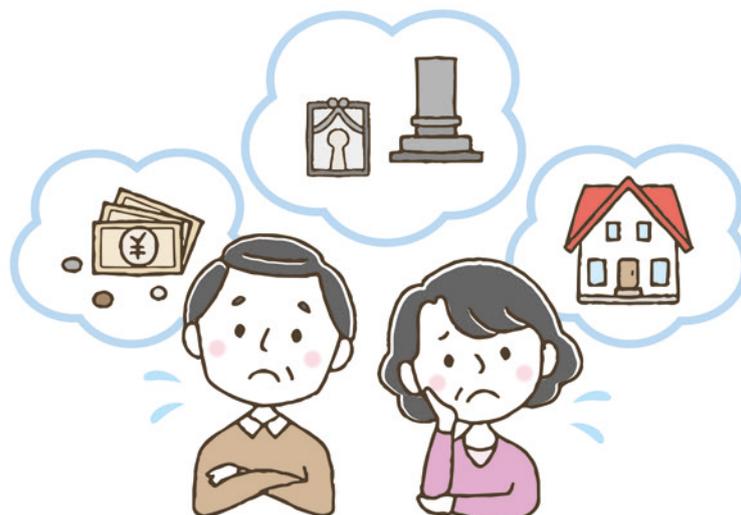
市立図書館利用券の返還
 故人の市立図書館利用券

期限

- ▶ 速やかに

受付窓口

- 中央図書館 ☎0480-21-0114
- 菖蒲図書館 ☎0480-87-1388
- 栗橋文化会館図書室 ☎0480-52-2000
- 鷲宮図書館 ☎0480-58-1002



市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

| 区分 | 手続きの種類 | 主な手続き | 該当 | 済 | 問い合わせ先など |
|------------|--|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 市役所以外での手続き | 運転免許証 | 運転免許証の更新連絡通知書の停止手続き (有効期限内の運転免許証をお持ちの場合) | | <input type="checkbox"/> | お近くの警察署または運転免許センター |
| | 普通自動車 | 廃車または名義変更 | | <input type="checkbox"/> | 管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所 |
| | 軽自動車(四輪) | 廃車または名義変更 | | <input type="checkbox"/> | 軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 ☎050-3816-3113 |
| | ・二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) ・二輪の小型自動車 (250cc超) | 廃車または名義変更 | | <input type="checkbox"/> | 春日部自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2028 |
| | 国税関係(所得税) | 所得税の準確定申告 (一定の要件に該当する方) | | <input type="checkbox"/> | 春日部税務署 ☎048-733-2111 |
| | 国税関係(相続税) | 相続税の申告 (財産を相続し申告の必要がある方) | | <input type="checkbox"/> | 春日部税務署 ☎048-733-2111 |
| | 財産相続関係 | 相続の放棄・限定承認 | | <input type="checkbox"/> | 家庭裁判所 久喜出張所 ☎0480-21-0157 |
| | 不動産(土地・建物)登記関係 | 不動産(土地・建物)の相続登記 | | <input type="checkbox"/> | さいたま地方法務局 久喜支局 ☎0480-21-0215 |
| | 生命保険 | 死亡保険金の請求 入院給付金の請求等 | | <input type="checkbox"/> | 各保険会社または代理店 |
| | 損害保険 | 名義変更・解約 | | <input type="checkbox"/> | 各保険会社または代理店 |
| | 預貯金口座等 | 口座凍結解除の手続き | | <input type="checkbox"/> | 各金融機関等 |
| | 電気・ガス | 名義変更・解約 | | <input type="checkbox"/> | 各契約会社 |
| | 固定電話・携帯電話 | 名義変更・解約 | | <input type="checkbox"/> | 各契約会社 |
| | インターネット | 名義変更・解約 | | <input type="checkbox"/> | 各契約会社 |
| | NHK受信料 | 名義変更・解約 | | <input type="checkbox"/> | NHKさいたま放送局 ☎048-833-2041(代表) |
| クレジットカード | 解約 | | <input type="checkbox"/> | 各契約会社 | |

故人の財産について

| | | | | |
|--------------|--------|--------|-------|----|
| 不動産 | 所在地 | 名義人 | 持ち分 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 預貯金 | 金融機関名 | 支店 | 金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他の資産 | 名称 | 内容 | 保管場所等 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 借入金・ローン | 借入先 | 金額 | 返済方法 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 生命保険・損害／傷害保険 | 保険会社 | 種類・内容 | 受取人 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| 公的年金 | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 個人年金・企業年金 | 名称 | 番号・記号等 | 受給金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |

相続のお悩みは、 相続専門の税理士に おまかせください

島田会計事務所 **税理士** **行政書士**

誰しにも突然訪れる、『相続』のお悩み。
直面した皆様は、不安なことだらけかと思えます。
私たちは、**39年以上久喜市で「相続のプロ」として**、
様々なご相談に対応してきました。
長年培ってきた経験と信頼をもとに、
お悩みをスムーズに解決できるよう
サポートいたします。

相続税が
かかるのかな？

信頼のある
専門家に
相談したい

トラブルに
ならないように
するには？



当事務所の
つよみ

窓口を1本化したスムーズな対応

各専門家（司法書士、不動産等）と連携しているため、手続きの漏れを防ぐことができます。そのため、ご相談者様**ご自身での各お手配・お手続きの省略が可能**。
長年の知見とネットワークをもとに、お客様第一で対応いたします。



しまだ たしか
代表 島田 義敬

医療経営コンサルタント **AFPファイナンシャルプランナー** などの有資格者在籍。

幅広い視点からお客様のご相談に対応します。お気軽にお問合せください。

島田会計事務所

Tel 0480-52-2211

営業時間 9:00~17:00(月~金) / 定休日 土・日・祝日

〒349-1103 埼玉県久喜市栗橋東3丁目4-3-3

<https://www.kaikei-home.com/simadakaikai/>

▲▲▲▲ホームページはこちらから▶▶▶▶



島田会計事務所

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 久喜市長

委任者 住所 _____
氏名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 住所 _____
(窓口に来られる人) 氏名 _____
生年月日 _____

委任事項

(故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 住民異動届(世帯主の変更等)の届出に関する権限
- 住民票(除票)の交付申請および受領の権限
- 戸籍証明書の交付申請および受領の権限

[本籍: _____ 筆頭者氏名: _____]

- 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続きの権限

-
-
-

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

.....

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔 手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。 〕
- ※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

不動産の名義変更・遺産分割

相続の 専門家



代表司法書士
笹岡 貴城

ささおか司法書士事務所にご相談ください

相続が発生し、初めてのことで誰に何を相談していいかわからず不安な方も多いと思います。

そのようなご相談に耳を傾け、相続専門家の立場から最適なお提案をいたします。みなさまのお気持ちに寄り添い、丁寧な対応をいたします。どうぞお気軽にご連絡ください。

お客様からの嬉しいお声

60代
女性

親身に相談にのってくださり
全てお任せできる安心感がありました。

60代
男性

定期的に進み具合を連絡してくれて
その都度相談にものってくれました。

70代
男性

対応が早く、人柄もよかったです。

まずは
お電話ください

この冊子をご覧になった久喜市内にお住まいの方

久喜市内出張無料!



ご存じですか?

早めの対応が必要です!

相続登記の
義務化

令和6年(2024年)
4月1日より

不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の「過料」が科される可能性があります。相続が複雑化して対応が難しくなる前に、専門家を通しての正しい登記をおすすめします。

ささおか司法書士事務所ができること

相続登記

遺産分割協議書の作成

相続放棄

など

相続にかかわることは何でもご相談ください。

埼玉県全域対応

相談・見積
無料

ご自宅でのご相談も可能です



ささおか司法書士事務所

TEL 0480-53-7750

受付時間 平日 9:00~18:00

事前予約で時間外・休日にも対応いたします

〒349-1106 埼玉県久喜市緑1丁目14番9号

info@sasaoka-office.com

ホームページはこちら

https://sasaoka-office.com/



空き家の活用



「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」
「空き家を持っているけど何から手を付ければいいの?」と空き家の悩みは尽きません。
まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしないとイケないのか確認しましょう。

まずは現状を把握しましょう

相続登記は済んでいますか?

空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

特定空家等の対象ではありませんか?

特定空家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは不動産会社へ相談しましょう。

家の中は片付いていますか?

家の中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。

建物を残して活用する

● 資産運用する

例) 賃貸経営、民泊事業等

- ・久喜市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

● 売却する

- ・久喜市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

● 自分たちで住む

例) リフォーム、リノベーション、古民家再生等

- ・リフォームやリノベーション等を
専門としている企業へ相談する

無料で空き家の
査定をして
くれる企業も
あります。まず
は相談してみ
ましょう。



建物を解体して活用する

解体する …解体業者へ相談する

空き地になったら



● 資産運用する

例) 駐車場経営・アパート経営等

- ・賃貸業者等へ相談する
(無料相談会を実施している企業もあります)

● 売却する

- ・不動産会社へ相談する

空き家の活用方法がはっきりしていない

- 「所有している空き家を手放したくない…」
- 「将来的に住む可能性がある…」
- 「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等

適切な管理をしましょう

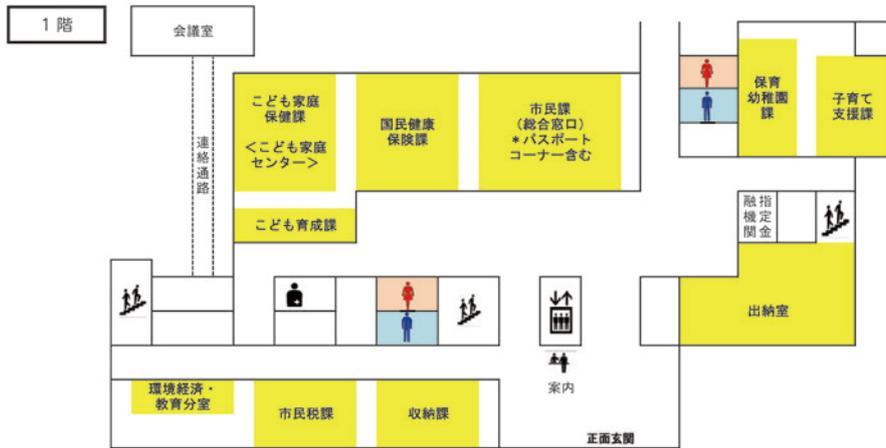
家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。空き家の管理に悩んだら、シルバー人材センター等の空き家を管理している企業や、市役所へ相談してみましょう。

空き家に関する
相談窓口

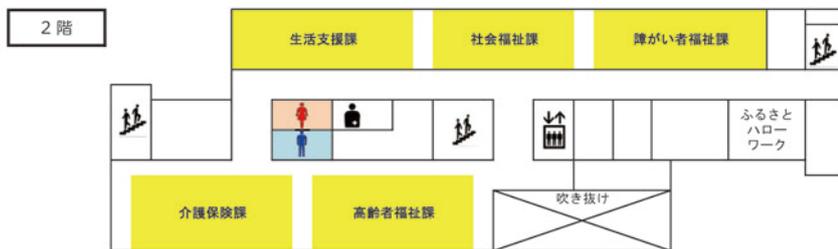
久喜市 交通住宅課

■ ☎0480-22-1111 ■ メール kotsu@city.kuki.lg.jp

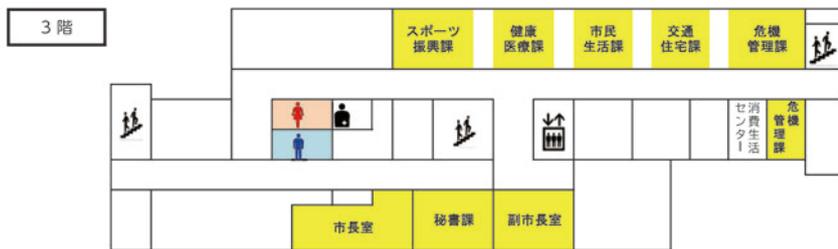
フロアマップ



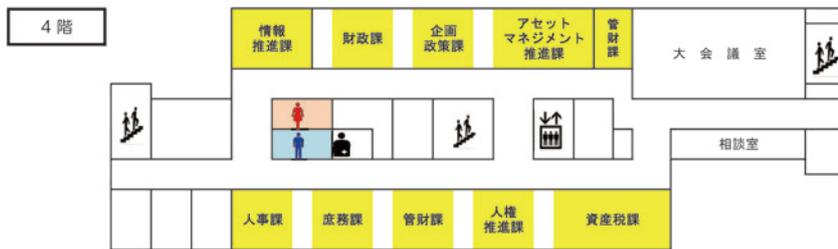
- 1階**
- 市民課(総合窓口)
 - 国民健康保険課
 - 市民税課
 - 収納課
 - 子育て支援課
 - 保育幼稚園課
 - 環境経済・教育分室



- 2階**
- 介護保険課
 - 高齢者福祉課
 - 障がい者福祉課



- 3階**
- 交通住宅課



- 4階**
- 資産税課

久喜市役所本庁舎1階から4階までのフロアマップを掲載しています。
上記以外の課をお知りになりたい場合は、
お手数ですが久喜市のホームページからご確認ください。

インターネットで

と検索いただくか、右の二次元コードを読み取りください。



久喜市に
根付いて
50年超

「故人の想い」を繋ぐお手伝い

相続のご相談は 司法書士上原事務所まで

この度は大切な方を亡くされ、心身ともに大変なことと思います。
悲しみに包まれている中で、進めていかなければいけない様々な手続き。
『どこから手を付けていいか分からない』とご混乱されている方も多いのではないのでしょうか。

相続手続きは、「故人の想い」と
「故人とともに人生を歩んでこられた方の想い」を繋ぐ、
大切な手続きです。

『どこから手を付けていいか分からない』ときは、当事務所までご相談ください。

御心が少し落ち着いてからで大丈夫です。
想いを繋ぐ手続きを、お手伝いいたします。

戸籍収集

遺産分割協議書
の作成

※遺産に不動産が含まれる場合

不動産の
名義変更

預貯金の
名義変更

相続放棄

初回の相談料
無料

事前のお電話予約を
お願いします

必要に応じて、地域の弁護士・税理士・
不動産業者等もご紹介し、連携して対応いたします。
お悩みごと、ご不安なこと、なんでもお気軽にお尋ねください。

ご相談、お待ちしております

司法書士上原事務所

埼玉司法書士会 登録番号 埼玉第1144号

☎ 0480-22-0039

[受付時間] 平日9:00~18:00 〒346-0005 埼玉県久喜市本町4丁目2-44



久喜中学校
グラウンド
目の前

駐車場
4台有り

ご相続のことでお困り事はございませんか？

遺品整理・不用品の回収・空き家の管理はお任せください。



片付けられずに溜まってしまっているお品はありますか？

ご家族の思い出が詰まったものだからこそ、

一緒に整理していきましょう。

スピーディー&リーズナブルに年中無休で対応させていただきます。



Point 1

遺品整理・ 不用品回収

1品から1軒まるごとまで、どんなものでも
回収いたします。ワケアリ物件の
お片付けもOKです。

Point 2

庭木の手入れ・ 伐採

庭木の剪定、立ち木の伐採、
除草、消毒、伐根などを行います。
(庭師在籍)

Point 3

空き家の管理

定期的な除草剤散布、
室内の風通し、水道の水通しなど

こんなことでお困りじゃないですか？



自宅から遠くて対応できない



何から始めれば良いのかわからない



見積りのあとに
高額請求があるんじゃないか

まずは
お電話を

無料お見積りも受け付けておりますので、安心してご連絡ください！

☎0120-884-779

(株)埼玉タウン

営業時間
8:00~20:00

埼玉タウン

検索

<https://saitamatown.net/>

一般廃棄物収集運搬許可 久宮衛指令第4号
遺品整理士 認定番号 IS06154号 / 古物商 第431280040160号
産業廃棄物収集運搬許可 第01100216254号



所在地 埼玉県久喜市六万部568-1